

福井県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、知事、教育委員会教育長および公安委員会委員長から、令和6年1月9日付けの監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、その内容を次のとおり公表する。

令和6年3月5日

福井県監査委員	兼井 大
同	山浦 光一郎
同	五十嵐 昌子
同	伊藤 和弘

福井県知事からの措置報告

1 未来創造部

監査対象機関	未来戦略課
監査の結果	公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 149,047円)
措置の内容	公用車の運転にあたっては、道路での運転時だけでなく駐車場の入出庫時にも十分に注意して運転するよう職員に周知徹底した。また、運転前後には、安全運転の声かけや体調確認などを行うよう指導し、事故防止に努めている。

2 交流文化部

監査対象機関	文化・スポーツ局文化課
監査の結果	委託契約において、支出証拠書類を紛失し、偽造により作成し直しているものがあつた。
措置の内容	課員全員に対して、法令および公務員倫理に則った業務執行と、公文書の適正な管理を徹底するよう改めて周知した。また、グループの業務の進捗状況について、リーダーが定期的に確認を行うとともに、事務処理が財務規則に則って適正に執行されるよう複数職員による内容確認を徹底する。

監査対象機関	文化・スポーツ局スポーツ課
監査の結果	公用車を損傷し、修繕費等の支払が発生していた。 (修繕費等 116,193円、99,451円)
措置の内容	全職員に対し、交通安全と交通法規の遵守について改めて注意を喚起するとともに、公用車は県有財産であることを認識し駐車場入出庫の際には細心の注意を払うよう、また、公用車を損傷した際には速やかな報告をするよう周知徹底した。

3 エネルギー環境部

監査対象機関	自然環境課
監査の結果	補助金について、実績報告書の受理後、額の確定の手続が特段の理由なく著しく遅れているものがあつた。
措置の内容	補助金交付にかかる実績報告書の受理後は、速やかに額の確定の手続を行うよう担当者を指導するとともに、再発防止のため課員全員へ周知徹底した。

4 健康福祉部

監査対象機関	児童家庭課
監査の結果	昨年度に引き続き、補助金について、補助事業に要する経費が20%以上減額になったにもかかわらず、補助事業計画変更承認手続を執っていないものがあった。
措置の内容	補助事業に要する経費が20%以上減額になった場合は、変更承認手続が必要であることについて、改めて、全職員に周知徹底した。また、補助事業に要する経費が20%以上減額になっていないか等を確認する確認項目一覧表を作成し、決裁時に添付することでグループリーダーや総務担当者等、複数職員によるチェック体制を強化した。

監査対象機関	健康医療局健康政策課
監査の結果	昨年度に引き続き、栄養士免許申請手数料について、証紙の抹消を誤り、過誤納金として還付しているものがあった。
措置の内容	栄養士免許書換申請において、過去に処理済みであったにもかかわらず、台帳情報との確認を怠り、重複する申請を誤って受理してしまったことから、申請が正しいか台帳を照合する等の事前の確認作業を徹底するとともに、複数名での確認が完了した後に証紙を抹消するよう指導する。

5 産業労働部

監査対象機関	経営改革課
監査の結果	報償費および旅費について、債権者を誤って支出し、後日返納を受けているものがあった。
措置の内容	支出する際には、債権者の住所・氏名、口座番号に誤りがなければ十分に確認するよう担当者を指導するとともに、決裁時の各職員によるチェックを徹底することにより、再発防止を図っている。

6 農林水産部

監査対象機関	流通販売課
監査の結果	昨年度に引き続き、補助金について、補助金額に影響はなかったものの、補助対象外としなければならない経費を対象経費として検査しているものがあった。
措置の内容	補助金の検査にあたっては、補助金交付事務マニュアル等と照らして補助対象経費に適合しているかなどをグループリーダーを含めた複数職員で確認し、再発防止に努める。

監査対象機関	園芸振興課
監査の結果	昨年度に引き続き、郵便切手類について、郵便切手類出納簿への登記を適正に行っていないものがあった。
措置の内容	県証紙を購入する際にも登記が必要であることを職員に周知徹底し、登記の状況についてグループリーダーを含めた複数職員で年2回以上確認することとした。

7 土木部

監査対象機関	河川課
監査の結果	不注意によりパソコンを損傷し、修繕費を支出していた。 (修繕費 133,100円)
措置の内容	課員全員に対し、損傷事案の発生原因を説明し、リスク回避に対する意識付けを行うとともに、物品を取扱う際には細心の注意を払うよう改めて周知徹底した。

8 会計局

監査対象機関	審査指導課
監査の結果	公用車の事故（物損1件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 (損害賠償額 42,768円、修繕費 174,009円)
措置の内容	所属職員に対し、公務内外を問わず交通法規の遵守と安全運転に努めるよう改めて周知徹底した。今後も、あらゆる機会を捉えて交通事故防止に関する意識啓発を図っていく。

9 公営企業

監査対象機関	公営企業課
監査の結果	下水道料金の算定を誤り、178,086円の過大徴収となっていた。また、これにより還付加算金が発生していた。
措置の内容	複数の職員によるチェックを改めて徹底するとともに、チェックの際は2人1組で数字の読み合わせを行うよう指導した。また、下水道料金の計算に使用する書式の体裁に視覚的にわかりやすい工夫を施す等、算定誤りの再発防止に努めている。

福井県教育委員会教育長からの措置報告

監査対象機関	高校教育課
監査の結果	公用車の事故（物損1件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 （損害賠償額 193,028円、修繕費 92,708円）
措置の内容	課員全員に対し、公私を問わず交通法規を遵守し、安全運転に努めるとともに、特に公用車を運転する際には細心の注意を払うよう改めて周知徹底した。また、今後も、あらゆる機会を通じて交通事故防止に関する意識啓発を図っていく。

福井県公安委員会委員長からの措置報告

監査対象機関	人身安全・少年課
監査の結果	公用車の事故（人身1件）により、損害賠償金の支払が発生していた。 （損害賠償額 32,878円）
措置の内容	左折時の事故であり、当事者に対しては左後方をはじめ周囲の安全確認を確実にを行うよう指導教養し、再発防止を図った。 また、課員に対しては、幹部会等で交通事故・違反防止の注意喚起を行うとともに、運転時の安全確認の徹底を指示し、交通事故防止に関する意識の向上を図っている。

監査対象機関	地域機動警察隊
監査の結果	公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 （修繕費 569,327円）
措置の内容	事故の原因が運転者の不注意であることから、当事者および全所属員に対して安全運転の意識向上のための教養や指導を行った。 また、パトカーによる追跡行為中の事故防止に係る動画視聴や安全運転管理者講習資料を用いたのグループ討議等を継続的に実施することにより、事故防止に係る意識啓発を図っている。

監査対象機関	捜査第一課
監査の結果	公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 445,632円)
措置の内容	全課員に対し、全体会等を通じて「安全運転五則」の遵守、天候や交通環境等に応じた具体的な運転方法等の交通事故防止対策等を指示し、安全運転に対する意識向上を図っている。 また、当事者に対しては、運転中の緊張感と注意力の保持について指導し再発防止を図った。

監査対象機関	組織犯罪対策課
監査の結果	公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金の支払が発生していた。 (損害賠償額 266,277円)
措置の内容	トラックによる後退時の接触事故(誘導あり)であり、運転者に対しては、誘導員との連携と車両後退時における安全確認について指導教養し、再発防止を図った。 また、課員に対しては、本件事故を踏まえ、車両誘導の重要性等の教養を行い、事故防止を図っている。

監査対象機関	交通機動隊
監査の結果	訓練用自動二輪車の転倒により、個人の自動車を損傷し、損害賠償金の支払が発生していた。 (損害賠償額 169,015円、459,789円)
措置の内容	訓練中の事故防止に関し、毎朝点検や出隊行事日に全隊員に指導教養し、安全意識の定着を図っている。 また、安全な転倒要領を身につけさせるなど、運転技能の向上に努めている。 庁舎南側訓練場については、訓練場所と私有車の駐車場所を完全に分離するため、二段に重ねた廃タイヤを敷くほか、訓練内容によっては、駐車場所を変更するなど、駐車車両と距離を取る対策を講じ、再発防止を図っている。 その他、訓練用バイクについては、任意保険で修理代金を支払うことができるよう全車両が保険加入した。